

事務連絡  
令和4年4月20日

大阪市建設局公園緑化部調整課 御中

国土交通省都市局公園緑地・景観課

大阪・関西万博に関連して設置される仮設工作物に係る  
都市公園法第6条第1項又は第3項の適用について

平素より公園行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

大阪・関西万博に関連して設置される仮設工作物について、当該仮設工作物が都市公園法第7条第1項各号に掲げる工作物等に該当し、都市公園法施行令の技術的基準に適合する場合であって、国家戦略特別区域会議において、当該仮設工作物による都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、当該計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、都市公園法第6条第1項又は第3項の規定に基づき、公園管理者が「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められる」ものとして取り扱う対象とすることも考えられますので、適切にご判断いただきますようお願いいたします。

なお、区域計画に位置付けのない仮設工作物についても、「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められる」ものと判断することは可能ですので、ご留意いただきますようお願いいたします。

**【問合せ先】**

国土交通省都市局公園緑地・景観課

曾根・長尾

TEL : 03-5253-8419